

イ 教科研究委員会（国語科、算数・数学科、外国語科）

- 組 織 担当指導主事、小・中学校の各教科担当等
- 主な活動 各教科の委員が、本市の各教科における課題解決を目指し、令和版チチブ・チャレンジを活用した若手教員のチャレンジ授業の公開に向けた指導案検討、研究授業及び研究協議等を行う。
- 実施回数 各教科の全体会を年 2 回程度＋必要な回数の指導案検討会

ウ 体力向上推進委員会

- 組 織 委員長（校長）、小・中学校の体育主任
- 主な活動 各学校の体力の課題を明確にし、指導方法の工夫改善を図る。ICT を効果的に活用した授業実践や事例研究を推進する。
- 実施回数 年間 2 回程度

エ いじめ・不登校対策推進委員会

- 組 織 委員長（校長）、教頭、教育相談担当、生徒指導担当等
- 主な活動 各学校内の組織的な対応のあり方や指導援助の進め方等についてスキルアップを図る。
- 実施回数 年間 3 回

(4)外国語指導助手配置事業

グローバル化に対応した教育施策の一環として、国際理解教育、外国語活動及び外国語教育を一層充実するため、市内公立保育所・認定こども園及び小・中学校に外国語指導助手（ALT）を 9 人配置する。保育所・認定こども園及び小・中学校を 9 グループに編成し、訪問計画を作成する。

(5)教育相談事業（P34「教育相談」を参照）

(6)教育に関する調査・研究

ア 各種教育課題に関する調査・研究

各学校が、児童生徒の学力の向上や体力の向上を図り、いじめや不登校問題の未然防止、早期対応等のために、小・中学校の連携を今まで以上に推進し、さまざまな取組を進めていくことが重要である。そこで、効果的な小・中学校の連携方法や取組について調査・研究を進める。

イ 学力調査結果の分析・研究

各教科の担当指導主事が全国学力・学習状況調査及び埼玉県学力・学習状況調査の分析を行う。校長会議や学力向上推進委員会において、分析結果やその傾向、対策について情報共有する。国語、算数・数学、外国語の 3 教科からなる教科委員会を組織し、課題解決に向けた授業研究会を行う。また、小学校 5・6 年生については国語・算数、中学校 2・3 年生については国語・数学・外国語で授業改善のための状況調査を実施する。

ウ その他各種調査の実施

児童生徒の学習状況、学習への取り組み方、学校や家庭生活の状況、及びさまざまな教育活動に対する現状や意識等について、必要に応じて調査を実施し、その結果を今後の教育施策の資料とする。

エ ICT 活用教育の推進のための研究

GIGA スクール構想に伴い、ICT 機器の学校での利活用に向けて、先進的、具体的な活用事例を中心に研究を進める。また、各学校における円滑な教育活動での活用を実施するための研究・研修を推進する。

オ 紀要及び教育実践・研究集録等の編集・発行

教育研究所の事業内容及び秩父市の学校や教職員の研究・実践の概要を「秩父教育」として編集・発行する。これらの刊行物を各学校及び教育関係機関に配布し、秩父市の教育の発展に資する。



教 育 相 談

1 概要

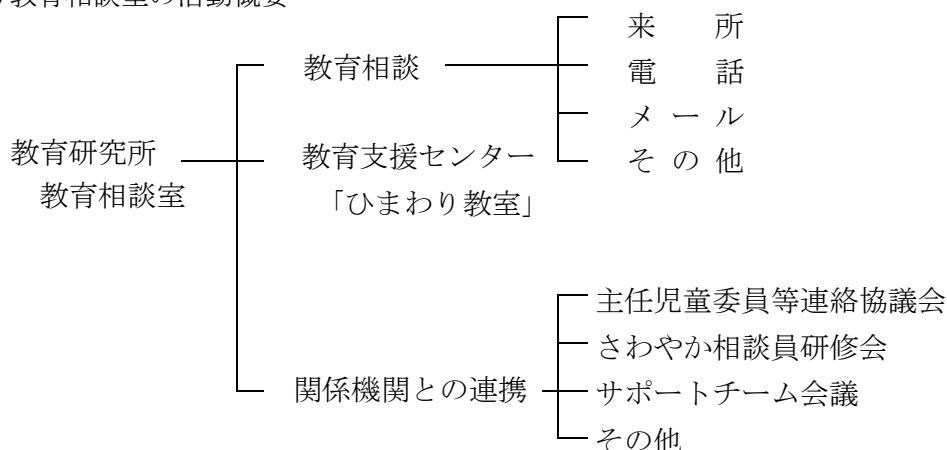
(1) 教育相談室の目的

児童生徒、保護者等の教育上の相談に応じ、悩みや不安を受け止める。
社会的自立に向けて、不登校児童生徒の学校復帰への支援・援助を行い、不登校児童生徒を減少させる。

(2) 教育相談室の体制

教育相談員兼秩父市スクールソーシャルワーカー 6名
埼玉県スクールソーシャルワーカー 1名
臨床心理士 1名

(3) 教育相談室の活動概要



(4) 所在地

・秩父市教育相談室 秩父市阿保町9番28号（秩父市立下郷児童館2階）
・「ひまわり教室」 電話 26-6321 FAX 26-6323

(5) 開設日時

月～金曜日（年末年始及び祝祭日を除く） 午前9時～午後5時

2 教育相談実施状況

(1) 教育相談件数と延べ教育相談回数の推移

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相 談 件 数	72件	87件	85件	104件	72件
相 談 回 数	1,612回	2,492回	2,600回	2,581回	2,276回

(2) 令和7年度の教育相談内容

不 登 校	318件	学 業 不 振 ・ 学 習 不 安	333件
性 格 ・ 行 動 ・ 友 人 関 係	387件	学 校 訪 問	843件
人間関係のトラブル・いじめ	7件	そ の 他	388件

(3) 令和 7 年度の形態別教育相談回数

来 所	3 2 0 回	自 宅 訪 問	7 回	他機関との連携	2 9 6 回
電話・メール	4 7 1 回	学 校 訪 問	2 7 0 回	通級（ひまわり）	7 0 回

3 教育支援センター〔ひまわり教室〕

平成 11 年度から開設した「適応指導教室」（ひまわり教室）は、令和 3 年に下郷児童館 2 階へ移転した。不登校などの理由により長期間にわたり欠席している児童生徒に対し、自立及び学校生活への対応にかかわる支援・指導を行い、学校への復帰を目指している。また、児童生徒の学習支援の向上にも努め、不登校児童生徒の自立支援に取り組んでいる。

令和 6 年度より、従来の「適応指導教室」から「教育支援センター」へと改称し、さらなる教育相談活動の充実に努めている。

○教育支援センター入級者数

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
小 学 生	3 人	6 人	7 人	5 人	0 人
中 学 生	6 人	1 0 人	9 人	1 4 人	8 人
合 計	9 人	1 6 人	1 6 人	1 9 人	8 人

4 学校支援訪問

令和 7 年度より教育相談員を計 6 名とし、学校を訪問して学習支援や教育相談を行う活動を行っている。学校の要請に応じ、登校はできるが教室に向かうことが困難である児童生徒への別室対応の支援により教室復帰を目指した教育相談体制の充実に努めている。また、各小中学校に設置された「校内教育支援センター」を活用した不登校対策の人的支援として学校支援訪問の拡充にも取り組んでいる。

○令和 7 年度教育支援センター学校支援訪問状況

	小学校	中学校	合計
延べ訪問校数	1 9 2 校	2 1 6 校	4 0 8 校
支援児童生徒延べ人数	3 9 4 人	4 3 3 人	8 2 7 人



奨学金制度

高等学校、専門学校、各種学校、大学等に入学が決定した方および在学中の方に「奨学金」、大学に入学が決定した学生の保護者の方に「入学準備金」の貸付を行う。いずれも無利子の貸付である。

1 入学準備金

対象および貸付額	大学生（短大生・高等専門学校生を含み、大学院生は除く） 一時金 100 万円以内
振込時期	入学前の 2～3 月中
償還期間	振込年の 10 月から 4 年以内
借受者	学生の保護者

(1) 申込資格

- ・市内在住の方で市税を滞納していない方
- ・大学に入学が決定（申請は入学予定で可）した学生の保護者で、入学準備金の調達が困難な方
- ・入学準備金に相当する他の費用の貸付を受けていない方
- ・保証人（市内在住で 20 歳以上 60 歳未満）を得られる方

(2) 令和 7 年度貸付実績

	新規貸付者（人）	貸付額（円）
入学準備金	0	0

2 奨学金

	武山育英資金	高山奨学資金	奨学資金
対象および貸付額	高校生：月額 1 万円以内 大学生（短大生・高等専門学校生を含み、大学院生は除く）：月額 5 万円以内	専門学校生等（准看護学校・看護学校・専修学校・各種学校生、修業年限 2 年以上）：月額 4 万円以内	高校生：月額 2 万円以内 大学生（短大生・高等専門学校生を含み、大学院生は除く）：月額 4 万円以内
振込時期	正規の修学期間内において、毎年 5 月と 10 月に 6 か月分をまとめて振り込み		
償還期間	貸付期間の終了した翌月から 10 年以内	貸付期間の終了した翌月から 8 年以内	貸付期間の終了した翌月から 10 年以内
借受者	学生または生徒	学生	学生または生徒

(1) 申込資格

- ・保護者が市内に在住（武山育英資金及び高山奨学資金については 2 年以上在住）しており、保護者が市税を滞納していない方
- ・学校長の推薦を得られる方
- ・学校に入学が決定し、または在学中で、学資の支出が困難な方
- ・奨学金に相当する他の学資の貸付を受けていない方
- ・保証人（市内在住で 20 歳以上 60 歳未満）を得られる方

(2) 令和 7 年度新規貸付実績

	新規貸付者（人）	貸付額（円）
武山育英資金	9	19,560,000
高山奨学資金	2	1,920,000
奨学資金	0	0

学 校 保 健

1 就学時の健康診断に関すること

学校保健安全法第 11 条に基づいて、就学時の健康診断を行っている。

就学予定者に対し、あらかじめ健康診断を行い、心身の状況の把握と適切な就学についての指導を行い、円滑な義務教育の実施に努めている。

〈概要〉

- 1 期間 9 月下旬～11 月上旬
- 2 場所 市内小学校 13 校
- 3 対象 小学校への就学予定者
- 4 検査項目
 - (1) 栄養状態
 - (2) 脊柱及び胸郭の疾病及び異常
 - (3) 視力及び聴力
 - (4) 目の疾病及び異常の有無
 - (5) 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無
 - (6) 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
 - (7) その他の疾病及び異常の有無

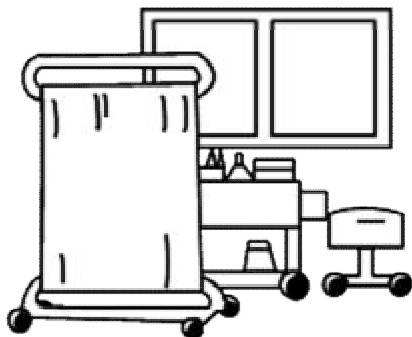


歯科健診

2 児童及び生徒の健康診断に関すること

学校保健安全法第 13 条に基づいて、毎学年定期的に健康診断を行っている。定期健康診断の結果に基づき、学校では疾病の予防処置や治療を指示し、運動や活動を軽減するなど適切な措置を講じている。

その検査結果は保護者へ 21 日以内に通知することとなっている。



学 校 給 食

1 学校給食の意義と目標

学校給食は、児童生徒に栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、望ましい食習慣を形成し、食事を通して好ましい人間関係の育成と、心身の健全な発達に努めている。

《目標》

- 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
- 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
- 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。
- 食糧の生産・配分及び消費について正しい理解に導くこと。

2 給食施設

給食調理場 5カ所



【秩父第一小学校共同調理場】

S58.3 建築 面積 431 m² (倉庫 23 m²含む)



【秩父第一中学校共同調理場】

H4.3 建築 面積 716 m²



【荒川共同調理場】

H10.3 建築 面積 517 m²



【原谷小学校共同調理場】

H7.3 建築 面積 367 m²



【北部共同調理場】

H23.3 建築 面積 1,324 m²

3 給食数

R8. 5. 1 現在

調 理 場 名	給 食 数	内 容
秩父第一小学校 共 同 調 理 場	8 9 1	第 一 小 1 1 9 花 小 3 0 1 西 小 3 0 1 南 小 1 7 0
原 谷 小 学 校 共 同 調 理 場	6 2 2	原 谷 小 4 2 5 高 篠 小 1 9 7
秩父第一中学校 共 同 調 理 場	1, 0 3 0	第 一 中 4 9 9 第 二 中 2 2 3 高 篠 中 1 0 8 影 森 中 2 0 0
荒川共同調理場	5 4 0	影 森 小 3 3 0 久 那 小 2 8 荒川東小 8 2 荒川西小 2 3 荒 川 中 7 7
北部共同調理場	5 3 1	尾田蒔小 1 3 5 尾田蒔中 7 6 大 田 小 7 3 大 田 中 3 9 吉 田 小 1 2 6 吉 田 中 8 2
調 理 場 合 計	3, 6 1 4	小 学 校 2, 3 1 0 中 学 校 1, 3 0 4

4 給食費

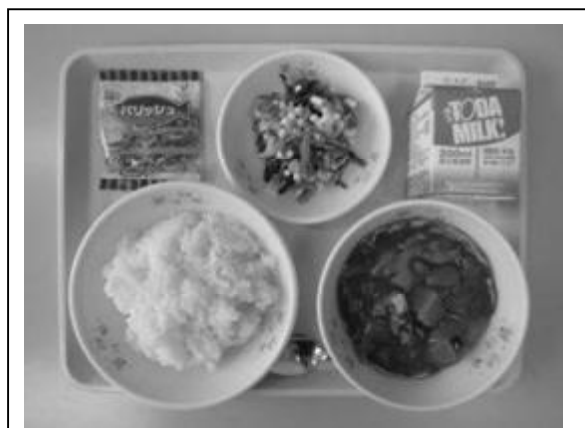
	給食費 (年間食材費)	給食日数	1 食単価
小学校 ※	54,000 円	186 回	290 円
中学校 ※	64,500 円	186 回	347 円

※令和 7 年 4 月から秩父市立小・中学校の児童生徒の給食費は完全無償となりました。

また、秩父市立以外の児童生徒に対する補助については、P40「6 学校給食費に対する補助制度について」を参照してください。

5 献立

1 週間（土・日を除く）の献立内容は、米飯 3 日・パン 2 日（月 2 回めん）となっている。



6 学校給食費に対する補助制度について

【目的】

市は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校及び中学校並びに特別支援学校の小・中学部までに在籍している児童生徒の保護者に対し、学校給食費を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を拡充することを目的とする。

令和 7 年 4 月より、秩父市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者が負担する給食費の完全無償化を実施。

・ 秩父市子育て支援学校給食費補助金

(1) 対象者

秩父市に住所を有し、

- ・ 学校給食を実施している私立小・中学校に在籍している児童生徒保護者
- ・ 特別支援学校の小・中学部に在籍している児童生徒の保護者
- ・ 秩父市外の公立小・中学校に在籍している児童生徒の保護者
- ・ 秩父市立小・中学校に在籍しているが、食物アレルギー等のため弁当対応が必要な児童生徒の保護者

(2) 内容

① 補助金額

小学校 1 人当たり 年額 5 4, 0 0 0 円を上限

中学校 1 人当たり 年額 6 4, 5 0 0 円を上限

② 補助方法

保護者からの申請（請求）により、保護者の口座に振込む。

※次の要件に該当する場合、補助金額が減額または対象外となる。

- ・ 国または県より、学校給食費の給付を受けている。
- ・ 欠食等により返金を受けている。
- ・ 年度途中で転出入している。